

教職員公益通報制度について(お知らせ)

教職員(講師、支援員、補助員などを含みます。)は、通報窓口へ公益通報を行うことができます。通報された事案は、公益通報委員会で受理・不受理を決定し、その結果を通報者へ通知します。受理したときは委員会で調査し、必要に応じて是正措置等を講じ、その結果を通報者へ報告します。通報者に関する情報は非公開で、通報を理由に人事・給与その他の不利益を受けることはありません。

■目的

学校内部のコンプライアンスを確保するとともに不正防止の自浄作用向上を図ります。また、通報者を保護し、風通しの良い組織づくりを目指します。

■通報できる事案

勤務先等の不正行為(法令違反や人に重大な損害を与える行為、そのおそれのある行為)。誹謗中傷や私利私欲等を意図したもの等は利用できません。

■通報の方法

所定様式に必要事項を記入し、通報窓口へご提出ください。

所定様式ダウンロード：<https://www.city.handa.lg.jp/kosodate/kyoiku/1002136/1011782.html>

電話での事前相談も可能です(公益通報である旨をお伝えください。)

■通報窓口(次のいずれかへ通報してください。)

通報相談員

半田市教育委員会顧問弁護士(山崎法律事務所)

郵送先:半田市柁町1-215-11

電話番号:0569-24-9472(公益通報である旨をお伝えください。)

受付時間:平日の9:00~16:00

通報窓口担当

半田市教育委員会学校教育課長

郵送先:半田市東洋町2-1(半田市教育委員会学校教育課長宛)

電話番号:0569-84-0685(公益通報である旨をお伝えください。)

受付時間:平日の9:00~16:00

【基本原則】

- ① 通報をした教職員に関する情報は非公開です。通報したことを理由に通報者が人事・給与その他の勤務条件等に係る不利益を受けることはありません。
- ② 通報は、実名で行う必要があります(通報事案の事実が客観的に証明できる資料を提出できる場合は、匿名でも可能です。)
- ③ 通報を受理したときは、公益通報委員会で調査し、必要に応じて是正措置等を講じます。不受理の場合でも、その旨を通知します。

【制度に関するお問合せ先】

半田市教育委員会学校教育課(総務担当) 0569-84-0687

